

大和市選挙公報の発行に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・ 公職選挙法（以下「法」といいます。）は、市議会議員及び市長の選挙について、市は国政選挙の場合（法第167条から第171条までの規定）に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができるものと規定しています。
- ・ 法の規定を受けて、この条例では選挙公報の発行に関して具体的な内容を定めています。

(発行の方法)

第2条 大和市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、大和市議会議員及び大和市長の選挙において、議員及び市長の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行するものとする。

【解説】

- ・ 本条は、選挙公報を発行する選挙の範囲、掲載事項、発行回数について定めています（法第167条第1項に準じる）。
- ・ 大和市議会議員及び大和市長の選挙を範囲として、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行します。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、委員会の指定する期日までに、掲載文を添えて委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項に規定する掲載文については、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくも選挙公報としての品位を損なう記載又は記録をしてはならない。

（令2条例1・一部改正）

【解説】

- ・ 本条は、選挙公報の掲載の申請について、申請方法と注意事項を定めています（法第168条第1項に準じる）。

- ・ 掲載文の申請は、委員会が指定する期日までに掲載文を添えて委員会に、文書（選挙公報掲載申請書）で申請しなければなりません（第1項）。
- ・ 候補者が掲載文を記載又は記録する際の注意事項を規定しています（第2項）。
- ・ なお、令和2年の条例改正により、本市における選挙公報の掲載文は、紙媒体又は電磁的記録媒体で提出することができます。

（選挙公報の発行手続）

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 1の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじにより定める。

3 前条第1項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

【解説】

- ・ 本条は、選挙公報の掲載の方法と発行の手続きについて定めています（法第169条に準じる）。
- ・ 委員会は、掲載文を「原文のまま」選挙公報に掲載しなければなりません（第1項）。
- ・ 選挙公報の掲載順序は、委員会がくじで定めることとされています。このくじは、掲載文の申請のあった全候補者を通じて行い、掲載の順序を定めなければならないことになっています（第2項）。
- ・ 掲載順序を決めるくじには、候補者又はその代理人が立ち会うことができます（第3項）。

（選挙公報の配布）

第5条 選挙公報は、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとする。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに新聞折り込みその他これに準ずる方法による配布を行うことにより、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、大和市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

【解説】

- ・ 本条は、選挙公報の配布方法について定めています（法第170条に準じる）。
- ・ 選挙公報の配布について、委員会は原則として、選挙の期日前2日まで、すなわち投票日の前々日までに、選挙人名簿に登録された有権者の各世帯に配布しなければなりません（第1項）。
- ・ 選挙公報を有権者の各世帯に配布することが困難と認められる特別な事情があるときは、前項の配布に代えて、新聞折込みその他これに準ずる方法による配布ができるものと定め、この場合には、有権者が選挙公報を容易に入手することができるような補完措置を講ずるよう努めなければならないと規定しています（第2項）。
- ・ なお、本市は、選挙公報を新聞折込みにより配布し、公共施設等にも配置しています。
- ・ 「特別な事情がある」とは、大都市及びその周辺地域等において、急激な人口の増加、人口流動の変化、居住態様の複雑化等の状況の著しい変化によって、職員又は自治会等の自治組織の協力による各世帯への配布等が困難であるような状況をいいます（第2項）。

（選挙公報の発行を中止する場合）

第6条 委員会は、法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故等特別な事情があるときは、選挙公報の発行を中止することができる。

【解説】

- ・ 本条は、無投票当選（法第100条第4項）等の場合に選挙公報の発行を中止することができる旨を定めています（法第171条に準じる）。
- ・ 「特別な事情」とは公報原稿の滅失、印刷所の消失等真にやむを得ない客観的事情がある場合に限るとされています。

（委任）

第7条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行について必要な事項は、委員会が定める。

【解説】

- ・ 「大和市選挙公報の発行に関する規程（以下「条例施行規程」といいます。）」を定めています。
- ・ 本条例中の掲載文の申請（第3条）、選挙公報の発行手続（第4条）等については、条例施

行規程に規定していますのでご参照ください。